

地域おこし協力隊活動用公用車リース業務 仕様書

1. 件名

地域おこし協力隊活動用公用車リース業務

2. 事業期間

納入日から4年(48ヶ月)

3. 契約形態

本事業は地方自治法234条の3に基づく長期継続契約とし、契約開始翌年度以降において、本契約に係る当町の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。

4. 実施場所

安田町役場

5. リース概要

(1)リース方式

メンテナンスリース

※リース期間満了時に精算行為が発生しないクローズドエンド方式とし、契約期間終了後、車両はリース会社が回収することを原則とする。

(2)リース台数

自動車1台

(3)納車期日

令和8年2月1日 まで

(4)車両の調達

ア.車両の仕様は以下のとおりとする。車両は新規登録車とし、原則として高知県内の販売店から調達すること。

主要諸元

㊦車種:三菱自動車工業株式会社 ミニキャブバン

㊧ボディーカラー:ホワイト

㊨燃料の種類が無鉛レギュラーガソリンであること。

イ.月間予想走行距離は、500km とする。

ウ.選定した車両のグレードに応じた標準装備品が具備されていること。

エ.追加装備品として、次に掲げるものを具備すること。また、セットでの販売等により、各々を単品で購入するよりも安価な場合は、セットでの販売等によるものを選定すること。ただし、装備・装着が不可能な場合は、この限りでない。

㊦外装

- ・UV カットガラス(フロントウインドウ、フロント両側ドアウインドウ)
- ・サイドバイザー(取付可能なドアウインドウ全て)

㊧内装

- ・フロアマット(車種に応じたスタンダードタイプ)
- ・荷室マット(車種に応じたスタンダードタイプ)

㊨安全性

- ・ドライブレコーダー(前方を撮影可能なもの)
- ・SRS エアバック(運転手席、助手席の前2席に装備)
- ・ルームミラー
- ・アンチロックブレーキシステム
- ・アシストグリップ
- ・後方確認用ミラー

㊩その他

- ・標準工具またはパンク修理キット
- ・町担当者の指示により車両への文字表示を行うこと
(「安田町」の文字2箇所程度表示予定)

6. 車両運用業務

(1)事業者が負担する経費

ア.登録諸費用

- イ.自動車重量税(期間中全額)
- ウ.自動車税(期間中全額)
- エ.自動車損害賠償責任保険料(期間中全額)
- オ.使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に要する費用
- カ.6ヶ月点検
- キ.継続検査
- ク.法定検査
- ケ.使用者の過失や責任に伴わない修理(一般故障修理)
- コ.一般消耗品(ワイパーゴムやウォッシャー液等)の交換
- サ.バッテリー交換(メーカー推奨に基づく)
- シ.タイヤ交換(摩耗によるタイヤ入替え(冬用タイヤは除く。))

(2) 町が負担する経費

- ア.燃料費
- イ.所有者の責任に伴わない修理
- ウ.運転者の過失や故意による破損修理費用
- エ.車両保険及び任意保険費用
- オ.災害・天災等による修理費用

(3) その他

問い合わせや車両トラブル等が発生した際の利用者に対するサポート業務

7. その他

- (1)リース料の支払いについては、月額払いとし、毎月の賃貸借料を使用月の翌月に請求し、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。
- (2)リース車両の車検、法定点検・整備等のメンテナンスを行う際には、原則として安田町内の有資格業者とする。なお、町内に該当する業者がない場合は、この限りではない。
- (3)リース車両に不具合が生じた場合は、速やかに代替え車両を無償で貸し出せるように体制を整えることとする。
- (4)道路運送車両法等の関係法令に違反しないこと。
- (5)次に掲げるような不測の事態の発生が原因で、サプライチェーンへの影響があり、リース開始日(車両登録日)に遅延が生じる場合は、リース期間の変更や仕様内容の変更等について所有者(事業者)と使用者(町)とで協議して定めるものとする。

ア.自然災害(地震や洪水など)

イ.不慮の事故(部品工場の爆発や火災など)

ウ.感染症などの感染拡大

エ.市場動向などの変化

(6)本仕様書に記載されていない事項について疑義や不明等が生じた場合は、所有者(事業者)と使用者(町)とで協議して定めるものとする。

8. 問い合わせ先

安田町役場地域創生課

所在地 〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

電話 0887-38-6713 FAX 0887-38-6723

E-mail sousei@town.kochi-yasuda.lg.jp